

準3級から3級への移行を希望される方へ（お知らせ）

2021年4月 審判委員会

準3級審判員資格を持つ満18歳までの方で、3級への移行を希望する方は、申請書と費用を審判委員会へ提出し手続きください。

○該当者－「公認審判員資格登録規程 第15条」より

・満18歳になった翌年度中に、所定の手続き（3級審判資格認定申請書及び資格登録の手続き）を完了すれば、改めて検定試験を受けることなく、3級審判員となり資格登録ができる。

*移行－主に高校卒業後の大学、社会人1年生などが対象→検定試験免除、登録料、申請料を支払えば登録できる。

・希望次第で、満18歳になる年度までに所属する都道府県協会が一括申請の手続きを完了すれば、改めての検定試験免除だけでなく、資格登録料（3年間で5,000円）も免除されるという特典がある（資格認定申請料2,000円＋消費税は必要）

*特別移行－主に高校3年生などが対象→検定試験、登録料は免除、申請料のみで登録できる。

○費用及び支払先

移行は登録料＋申請料＋消費税＋事務手数料(1,000円)を含め、
 $5,000 + 2,000 + 700 + 1,000 = 8,700$ 円

特別移行は申請料＋消費税のみで、2,200円

*会員登録が継続されていない場合、抜けた年度分の支払いが発生します。

*振込先－京葉銀行 八幡支店 普通預金 口座番号3982751

丸山秀之（マルヤマヒデユキ）

○手続き方法－申請書に記入し（印鑑不要）、振込明細票のコピーを同封して、

審判委員会・担当者に郵送する。（FAX不可）

*特別移行の場合、高体連バドミントン専門部にもアナウンスしているので、地区主任、顧問の先生に相談ください。

*提出先－〒290-0062 市原市 八幡 903-1

千葉県バドミントン協会 審判委員会 丸山秀之（宛）

○問合せ先－審判資格登録担当・丸山秀之

携帯：070 - 4082 - 6945

メールアドレス：c.badshin@gmail.com